

新潟交通圏の公取委検査で国交省申入れ 適正化方針は揺るがない（国交省）

2011年2月2日



全自交新潟地連（羽下敏二委員長）は交通労連信越総支部ハイタク部会とともに、1月26、27日に公正取引委員会が新潟交通圏の各社とタクシー協会にカルテルの疑いで立ち入り検査をした件を重視し、2月2日に国土交通省旅客課に、今回の調査が今後のタクシー適正化に悪影響を及ぼさないように、国交省が公取委としっかり調整することを申し入れました。

この申し入れには新潟地連の羽下委員長と海藤正彦書記長が上京し、労連本部も同席しました。国交省からは、石崎仁志旅客課長らが対応しました。

新潟交通圏では著しい供給過剰に加え、自動認可運賃幅の圧縮に伴い多くの事業者が下限割れ運賃になっていました。しかしタクシー適正化特別措置法の施行に伴う新たな運賃制度の運用を踏まえ、自動認可運賃枠内への運賃引き上げの行政指導により、27社中26社が昨年2月から3月にかけて自動認可運賃の下限への引き上げ申請を行い、それが4月に認可となりました。

しかしこれを公取委は運賃引き上げの談合の疑いがありとして検査に及んだもの。こうした事態に対して、各事業者は特措法に基づく減車の取り組みも公取委の検査対象となるのではないかの不安が広がり、労働側も、今進めているタクシー適正化・活性化事業の進展に支障をきたすと判断して、今回の申し入れを行いました。

石崎課長は「個別事案の検査ではコメントする立場ではない」としつつも、「2月1日に公取委に出向き国交省の運賃適正化の指導内容を説明した。公取委も国交省の指導内容は独禁法に反するものではない」「減車措置は特措法に基づいて公取委と調整する従前の姿勢に変わりはない」との認識を示しました。

組合側が「行政指導にしたがって自動認可枠に運賃を引き上げたのがなぜカルテルになるのか」と質したことに対して、「運賃はあくまで自主的判断で、合議にもとづく判断されることは避けてほしい」としつつも、自動認可枠に運賃設定することが独禁法に触れるものではないとしました。

組合側は最後に、「公取委の立ち入り検査がタクシー適正化特措法の枠組みを否定しているものではなく、国交省の姿勢も何ら変わりがないことを事業者の不安払拭のためにも内外にメッセージを発してほしい」と要望し、石崎課長は「何らかの方法を検討する」と回答しました。その後、国交省は申し入れ主旨に沿って各運輸局長宛に文書を発出しました。